

2018年3月28日
資源エネルギー庁

2016年度以前に認定を受けた10kW未満の太陽光発電設備の運転開始期限について

2016年度以前に認定を受けた10kW未満の太陽光発電設備のうち、2016年8月1日以降に電力会社との接続契約を締結したものについては、新制度における認定を受けたとみなされた日（2016年6月30日までに旧認定を受けたものは、原則として2017年4月1日）から1年間の運転開始期限が設定されています（運転開始期限を超過すると、認定が失効）。他方、当該案件のうち運転開始に当たって事業計画の変更が必要な場合は、まず2017年4月1日以降に新制度への移行のための事業計画を提出し、制度移行の確認を受けた後、更に変更認定申請等を行って変更認定等を受けた上で、期限までに運転開始をする必要があるところ、年度末にかけて非常に多くの申請があったため、2017年度の審査を年度内に全件完了することが困難な状況となっております。

こうした制度移行期における特殊事情を踏まえ、2016年度以前に認定を受けた10kW未満の太陽光発電設備については、運転開始期限を迎えても認定は失効させないことといたします。ただし、認定取得後速やかに運転を開始していない状態は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）の認定基準を満たさず、認定の取消し対象になる可能性があることから、引き続き可能な限り速やかに運転を開始していただく必要があります。

■本件に関するお問合せ窓口

0570-057-333（受付時間：平日9:00～18:00）[PHS/IP電話からは、042-524-4261]

なお、個別の10kW未満の太陽光発電設備に関する事項は、JPEA代行申請センターにお問い合わせください。

JPEA代行申請センター

0570-03-8210（受付時間：平日9～20から18:00）

以上